

## 夏季休暇のお知らせ：令和6年8月10日(土)～8月15日(木)までお休みを頂きます

最低賃金が、全国平均で 50 円の引き上げになります。昨年は 40 円でしたので、10 円も引きあがったわけです。今後の予想はわかりませんが、宮城県の過去数年の推移をみますと、一時コロナ禍の影響がありましたが、概ね 20 円台で推移していたものが、一昨年より急激な引き上げが行われております。日本の賃金水準が、国際的にみてまだまだ低いことを考えると、この状況は、しばらく続くと考えた方がよい気がします。

台湾の半導体メーカー TSMC が年内に大衡村に工場を建設し、2、3 年以内には採用も始まると思われます。同社がすでに操業を開始している熊本県菊陽町では、TSMC 関連のアルバイトの時給が、資材管理で 1900 円、食堂の調理補助などで 1300 円以上と破格となっているようです。現在の熊本県の最低賃金が、898 円と宮城県より 25 円も低いことを考えると、大衡村を抱える宮城県の賃金水準にもかなりの影響を与えるのではないかと予想されます。

最低賃金が引きあがると、倒産件数や失業率が上がるという懸念もあるようですが、昨今の社会情勢からすると、失業率はそれほど上がらず、人材難による廃業や M&A が加速するのではないかと考えられます。中小企業が、TSMC の賃金水準に勝つことは難しいかもしれません。そうすると、採用はもちろんです、それ以上に人材流失が現実問題として起こり得る状況が見えてきます。中小企業が、今一番やらなければならないのは、会社の職場環境を良くすること、居心地の良い職場にしていこうことのような気がします。新卒者が企業に求める事項で、給与等の待遇と同じくらい重要に考えるのが、職場環境なのだそうです。退職理由の上位にくるのも実は、職場環境の悪さがあるようです。職場環境の確認が急務な問題と思われます。

社会保険労務士 鈴木隆彦

## 当所からのお知らせ



### 1. 最低賃金の改定について

今年度の最低賃金について厚生労働省の審議会は全国平均の時給で 50 円引き上げる目安をとりまとめました。昨年に引き続き物価高騰を受け、最も高い上げ幅となりました。各都道府県が目安通り引き上げると全国平均の時給は 1054 円となります。

### ※宮城県の最低賃金は令和6年は973円となる見通しです(現在923円)。

現在の最低賃金(923 円)に近い給与額の従業員については、早めに昇給をご検討いただくことをお勧めいたします。地域別最低賃金は秋に正式決定し 10 月以降に適用となります。(電子部品製造業・自動車小売業につきましては 12 月頃決定になります。正式に決まりましたらご案内いたします。)

| 都道府県 | 最低賃金額(R5.10.1 適用) | R6.10 月以降に適用予定 |
|------|-------------------|----------------|
| 青森県  | 898 円             | 948 円          |
| 岩手県  | 893 円             | 943 円          |
| 宮城県  | 923 円             | 973 円          |
| 秋田県  | 897 円             | 947 円          |
| 山形県  | 900 円             | 950 円          |
| 福島県  | 900 円             | 950 円          |

# マイナ保険証の注意点について

従来の協会けんぽの健康保険証は令和6年12月2日に発行廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。(現在お持ちの保険証は退職等で喪失しない限り、令和7年12月1日まで使用できます。)

## ●制度移行後の医療機関等受診方法

### ① マイナ保険証

マイナンバーカードにご自身で「保険証利用登録」を行ったものです。

### ② 資格確認書

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は「資格確認書」を提示すればこれまで通りの保険診療を受けることができます。

新規加入者・・・令和6年12月2日以降、資格取得時に本人からの申請に基づき事業所を経由して、マイナ保険証をお持ちでない方に発行されます。

※新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な時間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

既存加入者・・・令和7年12月2日以降マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバー未登録の方などに発行されます。(国のサーバーでの統合の上、自動的に発行される予定です。)

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。  
有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

なお、協会けんぽから発行する資格確認書の有効期限は4～5年となる予定です。

## ●「資格情報のお知らせ」の送付について

けんぽ協会から健康保険証廃止に伴い、加入資格者を把握し円滑な健康保険の手続き等を可能にするため、現在の個人の資格情報(記号・番号等)が記載された「資格情報のお知らせ」が発行されます。

令和6年9月頃に現存するすべての加入者の方の資格情報のお知らせ(個人ごとの封筒)が事業所宛に送付されますので、従業員へ配布し確認のご協力をお願いいたします。

## ●マイナ保険証のメリットとは？

### ①医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます

マイナ保険証を使って受診すると初めての医療機関でも特定検診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

### ②限度額適用認定書の手続きが不要になります

マイナ保険証を使って受診すると「限度額適用認定証」がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。  
今まで事業所を通しての協会けんぽで行っていた手続きも不要です。

### ③医療従事者の業務負担軽減や保険証の不正利用の防止につながります

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行うことで受付事務の自動化など医療機関等の業務の効率化を図ることができたり、オンラインで健康保険における資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止することができます。

※詳しくは厚生労働省ホームページ【マイナンバーカードの保険証利用について】をご確認ください。  
また、協会けんぽ以外の健康保険に関しても情報が入りましたら個別にご連絡いたします。